

答 申 第 110 号  
令和元年 6 月 20 日

財 務 大 臣  
麻 生 太 郎 殿

関 税 等 不 服 審 査 会  
会 長 佐 藤 英 明

### 答 申 書

令和元年 5 月 16 日付財関第 659 号をもって諮問のあった関税法（昭和 29 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 69 条の 12 第 5 項の規定に基づく商標権侵害物品該当認定通知に対する審査請求につき、当審査会の意見を次のとおり答申する。

なお、以下において使用する用語の意義は、下記のとおりである。

### 記

本件処分 1      A 税関 B 出張所長が行った法第 69 条の 12 第 5 項の規定に基づく  
商標権侵害物品該当認定通知 1

本件処分 2      A 税関 B 出張所長が行った法第 69 条の 12 第 5 項の規定に基づく  
商標権侵害物品該当認定通知 2

本件各処分      本件処分 1 及び本件処分 2

### 意 見

本件各処分の取消しを求める審査請求については、これを認容し本件各処分を取り消すことが相当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件各処分に至る経緯

平成 29 年 5 月 5 日、C 郵便局は、審査請求人を名宛人とする D 国来の国際郵便物 1 個（以下「本件郵便物」という。）を A 税関 B 出張所長に提示した。

B 出張所の職員が本件郵便物の検査を実施したところ、本件各登録商標と同一又は類似の標章を付した物品が発見された。

#### 2 本件処分 1 に係る認定手続について

(1) B 出張所長は、同月 16 日、本件各貨物 1 が本件各商標権 1 を侵害する物品に該当すると思料したことから、法第 69 条の 12 第 1 項に規定する輸入してはならない貨物に係る認定手続を執るため、認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書により、その旨審査請求人及び本件各権利者代理人 1 に通知した。

また、審査請求人に対しては、関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号。以下「関税令」という。）第 62 条の 16 第 4 項第 5 号の規定に基づき、本件各貨物 1 が輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る場合（争う旨を申し出る場合）には、同通知を受けた日から 10 日以内にその旨を記載した書面を提出するよう併せて通知した。

(2) 審査請求人は、B 出張所長に対し、同月 18 日付で、本件各貨物 1 は輸入してはならない貨物に該当しないことを主張する意見書を提出した。

これを受け、B 出張所長は、審査請求人に争う意思があるものと判断し、審査請求人及び本件各権利者代理人 1 に対して、本件各貨物 1 が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて証拠を提出し意見を述べる旨を通知した。

(3) 本件各権利者代理人 1 は、B 出張所長に対し、本件各貨物 1 が輸入してはならない貨物に該当する旨の意見書をそれぞれ提出した。

#### 3 本件処分 2 に係る認定手続について

(1) B 出張所長は、同月 16 日、本件各貨物 2 が本件各商標権 2 を侵害する物品に該当すると思料したことから、法第 69 条の 12 第 1 項に規定する輸入してはならない貨物に係る認定手続を執るため、認定手続開始通知書により、審査請求人及び本件各権利者代理人 2 に対して認定手続を行う旨及び本件各貨物 2 が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて証拠を提出し、意見を述べる旨を通知した。

(2) 審査請求人は、B 出張所長に対し、同月 18 日付で、本件各貨物 2 は輸入してはならない貨物に該当しないことを主張する意見書を提出した。

(3) これに対し、本件各権利者代理人 2 は、B 出張所長に対し、本件各貨物 2 が

輸入してはならない貨物に該当する旨の意見書をそれぞれ提出した。

#### 4 本件各処分について

- (1) B出張所長は、同年7月7日、当該認定手続の結果、本件各貨物は本件各権利者の有する商標権に係る指定商品又は類似の商品に、本件各登録商標又はこれに類似する商標を付したものであり、本件各貨物を本件各権利者の許諾なく輸入する行為は商標権を侵害するものと認められる旨の理由により、商標権を侵害する物品に該当すると認定し、審査請求人に対し、本件各貨物1に対する本件処分1及び本件各貨物2に対する本件処分2を行った。
- (2) 審査請求人は、同月10日付で、本件各貨物は輸入してはならない貨物に該当しないことを主張する意見書（以下、本件各貨物1及び2に係る意見書と併せて「本件各審査請求人意見書」という。）をB出張所長に対して提出した。

#### 5 再調査の請求について

- (1) 審査請求人は、同月18日付で、A税関長に対し、本件各処分の取消しを求め、再調査の請求（以下「本件再調査請求」といい、本件再調査請求において審査請求人が提出した書類を、以下「本件再調査関係書類」という。）を提起した。
- (2) A税関長は、同年12月4日付で、本件再調査請求について、「本件各貨物は自己使用である旨の請求人の主張は認め難く、請求人は、業として商品を譲渡等する者に該当するものと認めるのが相当である」として棄却する決定を行った。

#### 6 審査請求について

- (1) 審査請求人は、本件各処分の取消しを求め、同月14日付審査請求書（以下「本件審査請求書」という。）を財務大臣に対して提出し、本件審査請求を提起した。
- (2) 平成30年2月5日、財務大臣は行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第9条第1項の規定に基づき、財務省職員Eを、本件審査請求の審理手続を行う者である審理員に指名した。
- (3) 同年7月6日、財務大臣は審理員に指名していた職員Eの指名を取り消し、新たに財務省職員Fを審理員に指名した。
- (4) 平成31年4月22日、審理員は行審法第42条第2項に基づき、審査庁がすべき裁決に関する意見書を提出した。

### 第2 関係法令の規定等について

#### 1 輸入してはならない貨物について

- (1) 商標権を侵害する物品は、法第69条の11第1項第9号の規定により、輸入

してはならない貨物とされており、一定の貨物を輸入する行為が商標法（昭和34年法律第127号）にいう商標権を侵害する（侵害とみなす場合も含む）とされる場合、その輸入に係る貨物が商標権を侵害する物品であると解されている（玉井克哉「関税定率法による知的財産権の保護」（斉藤博、牧野利秋編「裁判実務大系第27巻 知的財産関係訴訟法」623頁））。

- (2) 「商標」とは、商標法第2条第1項の規定により、標章（文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの）であって、「業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用するもの」（同項第1号）とされている。

また、標章の「使用」とは、同条第3項各号に列挙されている行為であり、商品又は商品の包装に標章を付したものを輸入することは、同項第2号の規定により「使用」に当たる。

- (3) 同法第25条の規定により、商標権者は指定商品について登録商標を使用する権利を専有しているため、商標権者から許諾を受けずに指定商品と同一の商品について登録商標と同一の商標を使用することは商標権の侵害となる。

また、同法第37条各号に商標権侵害とみなす行為が列挙されており、指定商品と同一の商品について登録商標と類似の商標を使用すること、又は指定商品と類似の商品について登録商標と同一若しくは類似の商標を使用することは、同条第1号の規定により商標権を侵害する行為とみなされる。

- (4) したがって、業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者が、正当な権原、理由なく、登録商標と同一又は類似の標章を付した、指定商品と同一又は類似の商品を輸入する場合には、商標権を侵害する行為となる。

- (5) 「業として」の意義については、一般に「一定の目的の下に継続・反復して行う行為として」（網野誠「商標」〔第6版〕145頁、小野昌延編「注解 商標法〔新版〕上巻」84頁）であるとか、「反復継続的意思をもってする経済行為として」（「模倣品の個人輸入及びインターネット取引に関する事例集」（平成17年2月 特許庁）4頁及び5頁）と解されている。

そして、この「業として」輸入されるものに当たるか否かの判断に当たっては、社会通念に照らして、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があることとされている（関税法基本通達（昭和47年蔵関第100号）69の11-6(1)の（注））。

## 2 輸入してはならない貨物の認定手続について

- (1) 税関長は、輸入されようとする貨物のうちに、法第69条の11第1項第9号に掲げる商標権を侵害する物品に該当する貨物があると思料するときは、法第69条の12第1項の規定に基づき、当該貨物が商標権を侵害する物品に該当するか否かを認定するための手続を執らなければならない。
- (2) この場合において、税関長は、当該貨物に係る商標権者及び当該貨物を輸入

しようとする者（以下「当事者」という。）に対し、次に掲げる場合により認定  
手続を執る旨等を通知しなければならない。

イ 法第 69 条の 13 第 1 項の規定による申立てが受理された場合

法第 69 条の 13 第 1 項の規定により、商標権者は、自己の商標権を侵害す  
ると認める貨物に関し、いずれかの税関長に対し、その侵害の事実を疎明す  
るために必要な証拠を提出し、当該貨物が輸入されようとする場合は当該貨  
物について税関長が認定手続を執るべきことを申し立てることができる。

そして、当該申立てに係る認定手続が執られるときにあっては、税関長は、  
関税令第 62 条の 16 第 4 項第 5 号の規定に基づき、当該貨物を輸入しよう  
とする者に対し、認定手続を執る旨等を通知する際に、当該貨物が商標権を侵  
害する物品に該当するか否かについて争う意思がある場合には、当該通知を  
受けた日から起算して 10 日以内にその旨を記載した書面を提出（以下「争  
う旨の申出」という。）すべき旨を併せて通知しなければならない。

さらに、当該貨物を輸入しようとする者から期限までに争う旨の申出があ  
った場合は、関税令第 62 条の 16 第 1 項の規定に基づき、税関長は、当該貨  
物に係る商標権者に対し当該貨物を輸入しようとする者から争う旨の申出  
があった旨並びに当事者に対し、認定手続が執られた貨物が商標権を侵害す  
る物品に該当すること又は該当しないことについて、証拠を提出し、及び意  
見を述べる機会を与えなければならない。

ロ 上記イ以外の場合

上記イ以外の場合における認定手続においては、税関長は、関税令第 62 条  
の 16 第 1 項の規定に基づき、当事者に対し、認定手続が執られた貨物が商  
標権を侵害する物品に該当すること又は該当しないことについて、証拠を提  
出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

(3) 税関長は、提出された証拠その他認定手続において使用する証拠を、商標権  
を侵害する物品に該当するか否かの認定の基礎とする場合には、関税令第 62  
条の 16 第 2 項の規定に基づき、当事者に対し、当該証拠について意見を述  
べる機会を与えなければならない。

(4) 税関長は、商標権を侵害する物品に該当すると認定したとき、又は該当しな  
いと認定したときは、法第 69 条の 12 第 5 項の規定に基づき、当事者に対して、  
その旨及びその理由を通知しなければならない。

### 第 3 審査請求人の主張

審査請求人は、本件審査請求において、概要以下のとおり主張している。

1 本件各貨物の輸入目的について

(1) 個人使用目的で輸入する。決して業としての輸入ではない。気に入った同一  
デザインのものを集めており、気に入ったブランド品は劣化したら新しい同一  
品を使用している。

- (2) 本件各貨物は、D国居住時代に私的に使用することを目的に購入の上、D国の実家にて保管していた物品や、両親が購入した物品である。
- (3) D国への一時帰国時以外にこれまで居住した日本、G国、H国でもブランド品を購入しており、すぐに使用せず保管して年数が経過してから使用することが多いため、購入金額や購入時期を覚えていない。購入金額や購入時期がわかるレシートや領収書等は必要がないため、保管していない。
- (4) バーゲンセールやアウトレット店でまとめ買いした物品について、ラベルやビニール等をはがさず保管することもある。購入した物品を使用時まで未使用のまま丁寧に保管することを習慣としている。購入したらすぐに全ての物品を開封し、使用するとは限らない。

## 2 本件各貨物の数量について

- (1) 今回郵送した貨物の量が多いのは異例ではあるが、D国の実家で保管していたが置く場所が限られてきたこと、まとまった物量になったことから両親がまとめて発送した。1個ずつ頻繁に発送するような非効率なことはしない。
- (2) A税関長から、D国に一時帰国した際に、本件各貨物を本邦へ携帯しなかった事情が何ら明らかにされていない旨の指摘があったが、D国への一時帰国の際には育児物品や玩具、食料を優先的に携帯し、スーツケースに空きがあればブランド品のカバン等も携帯したものの、優先的に本邦へ携帯することはしていない。今回、すぐに使用しないブランド品を、量がまとまったタイミングで両親が発送した。
- (3) 同一物品を複数個購入することを習慣としている。気に入った物品が劣化したり廃盤になった際に2個目、3個目として使用したいので、デザインが気に入れば同一物品を複数個購入する。カードケースは1年程度で汚れやほつれが発生する点が気になり、廃棄し、同一デザインの新品を好んで使用する。特に本件各貨物に含まれるカードケースは大変気に入っており、同一デザインの物品を複数個購入する。カードケースや財布などは、10年以上使えるように9点購入した。

## 3 審査請求人の職業について 主婦である。

## 4 本件各貨物に係る輸入取引の内容等について

D国居住時代に私的に使用することを目的として購入し、D国の実家にて保管していた物品や、両親が購入した物品をD国在住の両親が自分宛に発送した。

## 5 その他

A税関長は、「D国居住時代」とは少なくとも6年以上前に遡るものであると

ころ、D国居住時代に購入したとされる物品には、「D国居住時代」には販売されていない真正品の偽造品が含まれており、審査請求人がこれらの偽造品を「D国居住時代」に購入することは事実上不可能である旨主張する。認定手続及び再調査の請求において、自身で購入した物品の購入時期はD国居住時代と表現したが、実際にはD国居住時代及びD国への一時帰国時に購入した物品と訂正する。

## 6 補償について

再調査の請求において、身分証明書、パスポート等を開示した上で個人使用目的と主張しているにも関わらず、本来ならば3か月で終わるはずが半年以上も時間を費やし、明確な業としての証拠なきまま最終的に棄却と結論付けられた。当方が時間と費用を空費したことに対する補償を求める。

## 第4 当審査会の判断

### 1 争いのない事実について

- (1) A税関長は、本件各貨物が本件各商標権に係る指定商品と同一又は類似の商品に当たると認められる旨主張するところ、この点について審査請求人から特段の主張はない。よって、本件各貨物が本件各商標権に係る指定商品と同一又は類似の商品に当たると認められることについて争いはない。
- (2) また、認定手続及び再調査請求において、本件各権利者代理人からは、本件各貨物は本件各商標権について使用許諾を受けたものではなく、本件各商標権について使用を許諾した商品とは異なっており、本件各登録商標と同一又は類似の標章を使用した商品である旨主張するところ、この点について審査請求人から特段の主張はない。よって、本件各貨物は、本件各登録商標と同一又は類似の標章が付されたものであることについて争いはない。
- (3) 以上から、本件各貨物が、本件各登録商標と同一又は類似の標章を付した、指定商品と同一又は類似の商品であることが認められる。

### 2 本件各処分 of 適法性について

業として商品を譲渡等する者が、何ら正当な権原、理由なく、登録商標と同一又は類似の標章を付した、指定商品と同一又は類似の商品を輸入する場合、その輸入される物品は商標権を侵害する物品となる。換言すれば、何ら正当な権原、理由なく指定商品と同一又は類似の商品につき登録商標と同一又は類似の標章が付されている物品であっても、業として商品を譲渡等する者に当たらない者が当該物品を輸入する場合、当該物品は商標権を侵害する物品には当たらない。

本件各貨物が「業として商品を譲渡等する者により輸入される物品」に当たるか否かについての判断は、第2の1(5)のとおり、社会通念に照らして、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案して行われる。

以下、本件各貨物は「業として商品を譲渡等する者により輸入される物品」に当たるかについて検討する。

(1) 本件各貨物の輸入目的について

イ 審査請求人は、本件各審査請求人意見書、再調査関係書類及び本件審査請求書において、本件各貨物は個人使用目的で輸入する旨を一貫して主張するとともに、気に入った同じデザインのものを集めている旨、及び本件各貨物はD国居住時代に私的に使用することを目的に購入の上、D国の実家にて保管していた物品や両親が購入した物品である旨主張する。

ロ A税関長は、自身で購入し、D国の実家に保管されていた物品 29 点全てについて使用感が認められない上、当該物品の購入経緯が分かる請求書、領収書、レシート等の証拠を提出していないこと等から、審査請求人の主張には信ぴょう性がない旨主張する。

ハ 審査請求人から提出された証拠により確認できる事実からすれば、審査請求人が同一のデザインの物品を購入する習慣があることが推測できる。

また、審査請求人は、購入品を使用時まで未使用のまま保管することを習慣としており、レシートや領収書等は必要ないため保管していない旨主張しているところ、購入品をすぐに使用するかどうか及びレシート等を保管するかどうかは、個人により差があることが考えられる。

以上から、本件各貨物の輸入目的に係る審査請求人の主張は必ずしも信ぴょう性がないとは言えない。

(2) 本件各貨物の数量について

イ A税関長は、本件各貨物は 43 点に及んでおり、一度に輸入されようとする物品の数量が多い場合には、それらの物品が順次国内において反復継続的に経済行為として譲渡される可能性は高くなる旨、及び何故この時期になって郵送したのか等について明らかにしていない旨を主張する。

ロ 審査請求人は、本件各貨物が合計 43 点であることについて、個人貨物として量が多いことは異例であるとしつつも、D国の実家で保管していたが置く場所が限られてきたこと、まとまった物量になったことから、両親がまとめて発送した旨主張している。

ハ 確かに、輸入される貨物の量が多い場合には、輸入後に譲渡される可能性は高くなることは認められるが、審査請求人が提出した証拠に鑑みると、本件各貨物の数量に係る同人の主張を覆す合理的な理由もなく、また、本件各貨物の内訳は様々な種類の物品から構成されているところ、必ずしも本件各貨物の合計数量のみをもって個人使用の範囲を超えているとまでは言えない。

(3) 審査請求人の職業について

イ 審査請求人は、主婦である旨主張する。



ロ 主婦であるからと言って、商品を業として譲渡しないとは言えないが、その一方で、審査請求人が商品を業として譲渡していると認めるに足る事実は確認できていない。

(4) 本件各貨物に係る輸入取引の内容等について

イ 審査請求人は、本件各貨物は自分で購入しD国の実家にて保管していた物品や両親が購入した物品をD国在住の両親が自分宛に発送したものである旨主張する。

ロ A税関長は、本件各貨物のうち一部の物品に係る収納状況から、本件各貨物は、国内において譲渡又は転売される可能性を否定できない旨主張する。

ハ 本件郵便物に貼付された税関告知書においては、荷受人は審査請求人とされ、荷送人はI氏とされており、審査請求人から提出された証拠から確認できる事実からすれば、両者が親子関係にあることは確認されていることから、本件各貨物は審査請求人の父であるI氏が審査請求人宛に発送したものであると認めるのが相当である。

なお、収納方法は個人により異なるものと考えられることから、収納状況だけをもって、譲渡又は転売される可能性があるとは判断することはできない。

(5) その他

A税関長は、本件再調査請求に対する決定において、審査請求人が提出した証拠によれば、「D国居住時代」とは少なくとも6年以上前に遡るものであるところ、D国居住時代に私的に使用することを目的に購入したとされる物品には、「D国居住時代」には販売されていない真正品の偽造品が含まれており、審査請求人がこれらの偽造品を「D国居住時代」に購入することは事実上不可能であることから、審査請求人の主張には信ぴょう性がない旨主張する。また、審査請求人が、再調査の請求に対する決定を受けた後に「D国への一時帰国時にも購入した物品を含む」と主張を変遷するのであれば、一時帰国した時期のほか、一時帰国した際に購入したとされる物品とその購入時期について具体的に明らかにすべき旨主張する。

審査請求人は、購入時期等については覚えていない旨主張するが、審査請求人から提出された証拠によると、同人が「D国居住時代」後にも複数回、D国に一時帰国した記録が認められるため、審査請求人の主張は必ずしも信ぴょう性がないとは言えない。

(6) 小括

以上を総合的に勘案すると、審査請求人の主張には信ぴょう性がないと認めることはできず、また、審査請求人が商品を譲渡又は販売していると認めるに足る事実は確認できないところ、審査請求人は業として本件各貨物を譲渡等する者に当たると認めることは困難であることから、本件各貨物を「業として商品を譲渡等する者により輸入される物品」と認めることはできない。

よって、本件各貨物は、法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号に規定する商標権を侵害する物品に該当すると認めることはできない。

(7) 補償について

審査請求人は、時間と費用を空費したことに対する補償を求める旨主張するが、当該主張は本件各処分 of 適否とは関係がないことから、本件審査請求においては検討を要しない。

第 5 結論

以上のとおり、本件各貨物は、法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号に規定する商標権を侵害する物品に該当すると認めることはできないから、本件審査請求を認容し本件各処分を取り消すことが相当である。